

募集事務マニュアル

なごや
市民火災共済

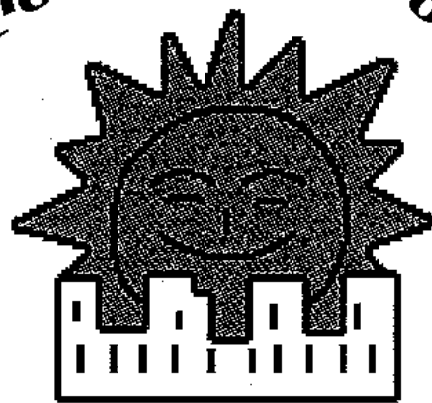
改訂版



名古屋市民火災共済生活協同組合



割安な掛金で大きな補償



なごや市民火災共済



第1章 募集事務処理編

- 1. 事前準備P.1
- 2. 契約にあたっての心構えP.2
- 3. 募集事務にあたってP.3
- 4. 契約の手順P.4
- 5. 早見表P.6
- 6. 記入例
 - 新規契約・再契約P.8
 - 継続契約P.12

第2章 質疑応答編

- 1. 組合加入P.15
- 2. 契約の手続きP.16
- 3. 共済金支払いP.21
- 4. 地震・風水害等見舞金P.27
- 5. 口座振替P.27

第3章 語句説明編

- 1. 語句説明P.29

第1章 募集事務処理編

1. 事前準備

契約手続きに必要なもの

◆事務用品一式 〔下敷、ボールペン、印鑑等〕

◆申込書類

〔新規契約〕（4枚1組）

- | | |
|---------------------|--------|
| ・組合加入・共済契約申込書 | } 控にする |
| ・組合加入・共済契約申込書(連絡所控) | |
| ・火災共済契約について | } 交付する |
| ・火災共済契約証(領収書) | |

〔継続契約〕（4枚1組）

- | | |
|----------------|--------|
| ・共済契約申込書 | } 控にする |
| ・共済契約申込書(連絡所控) | |
| ・火災共済契約について | } 交付する |
| ・火災共済契約証(領収書) | |

◆契約者にお渡しするもの

- | | |
|---------------|------------|
| ・火災共済契約について | ・「ご契約のしおり」 |
| ・火災共済契約証(領収書) | ・契約記念品 |

◆手持資料

募集事務マニュアル、パンフレット、チラシ等



2. 契約にあたっての心構え

はじめの対応

先ずは、お互いに相手を知ることが最も大切です。
快く接しましょう。

(例) 「こんにちは。〇〇××です。」
「火災共済の手続きに参りました。」
「契約満了日が近づいてきましたので、契約の更新にお伺いしました。」



契約手続きは

契約内容を「きちん」と説明し、「丁寧」に確認しましょう。

(例) 「住所・氏名・電話番号は変更ありませんか。」
「建物は自家の木造でよろしいですか。又延べ面積は〇〇m²ですか。」
「契約口数は建物〇〇口、動産××口でよろしいですか。」
「掛金は〇〇〇円になります。」

契約事務が終わったら

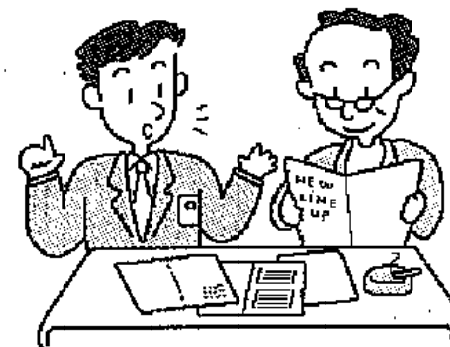
「火災共済契約について」、「火災共済契約証(領収書)」と「ご契約のしおり」及び契約記念品をお渡しする。

(例) 「この度は火災共済をご契約いただき、ありがとうございました。」
「お忙しいところお邪魔いたしました。」

共済契約者は	1 愛知県内にお住まいの方もしくはお勤めの方
契約の対象となるものは	1 共済契約関係者が所有し居住する建物、又は所有して居住用に貸す建物 2 上記建物の電気設備等の付属設備、門・塀等の付属工作物及び物置等の付属建物 3 共済契約関係者が所有する動産で、居住する建物内に収容されているもの
契約の対象とならないものは	1 通貨、有価証券、貴金属、宝石、貴重品、美術品、証書及び自動車等の動産 (P.17-7参照) 2 店舗のみ、倉庫のみ等の居住していない建物及びその建物内に収容されている動産 3 空家又は建築中の建物及びその建物内に収容されている動産 4 防火上きわめて危険と認められる建物及びその建物内に収容されている動産
契約金額は	1 面積に応じた限度額が定められていますので、早見表P.6～P.7を参照して下さい。 2 契約は10口単位でお願ひします。

- 3 -

4. 契約の手順



(1) お客様に説明する

パンフレット等を用い説明する。

(2) 契約する建物及び動産についての確認をする

- ・「共済契約関係者が所有し居住する建物、または所有し居住用に貸す建物」か「共済契約関係者が所有し居住する建物内に収容されている動産または居住用に借りている建物内に収容されている動産」
- ・木造か耐火構造か
- ・専用住宅か、共同住宅か、併用住宅か

(3) 共済金額（契約額）を決定する

早見表を参考に建物の延べ面積、用途、構造により、共済金額（契約額）を決定する。

(4) 契約手続きをする

・新規契約の場合

申込書類（4枚1組）に必要項目の記入、契約者認印の上、出資金（P.15-3参照）と共済掛金を受領する。なお、1枚目と4枚目の取扱機関及び係員欄に外務員のNoと署名及び押印をする。

・継続契約の場合

申込書類（4枚1組）に必要項目の記入、契約者認印の上、共済掛金を受領する。なお、1枚目と4枚目の取扱機関及び係員欄に外務員のNoと署名及び押印をする。

(5) 契約者にお渡しする

契約手続終了後、「火災共済契約について」及び「火災共済契約証（領収書）」と「ご契約のしおり」を契約記念品と共に渡す。

(6) 申込書類及び共済掛金等を提出する

・新規契約の場合

契約終了後、出資金、共済掛金及び「組合加入・共済契約申込書」と「組合加入・共済契約申込書（連絡所控）」を速やかに連絡所へ持参する。

・継続契約の場合

契約終了後、共済掛金及び「共済契約申込書」と「共済契約申込書（連絡所控）」を速やかに連絡所へ持参する。

(7) 連絡所で処理する

・新規契約の場合

上記書類をチェックし、「組合員名簿」及び「共済契約台帳」に記載する。

申込書類を日報と共に事務局へ送付する。

事務局で申込書類を審査し、承諾した日から30日以内に「共済事業加入受理通知書」を組合員に交付する。

・継続契約の場合

上記書類をチェックし、「共済契約台帳」に記載の上、日報と共に事務局へ送付する。

「火災共済契約証（領収書）」の交付をもって「共済事業加入受理通知書」に代える。

5. 早見表

共済金額(契約限度額) & 年額掛金早見表

[木造共同住宅を除く]

建物の延べ面積	契約限度額		建 物 (年額掛金)				
			専用住宅		共同住宅	併用住宅	
	口数	共済金額	耐火	木造	耐火	耐火	木造
契約額(補償) 1口、10万円につき年掛金	口	万円	40 円	80 円	40 円	150 円	200 円
132m ² (40坪) 以上	300	3,000	12,000	24,000	12,000	45,000	60,000
116m ² (35坪) ～ 132m ² (40坪) 未満	280	2,800	11,200	22,400	11,200	42,000	56,000
99m ² (30坪) ～ 116m ² (35坪) 未満	250	2,500	10,000	20,000	10,000	37,500	50,000
83m ² (25坪) ～ 99m ² (30坪) 未満	200	2,000	8,000	16,000	8,000	30,000	40,000
66m ² (20坪) ～ 83m ² (25坪) 未満	160	1,600	6,400	12,800	6,400	24,000	32,000
50m ² (15坪) ～ 66m ² (20坪) 未満	120	1,200	4,800	9,600	4,800	18,000	24,000
33m ² (10坪) ～ 50m ² (15坪) 未満	80	800	3,200	6,400	3,200	12,000	16,000
33m ² (10坪) 未満	70	700	2,800	5,600	2,800	10,500	14,000

[木造共同住宅]

建物の延べ面積	契約限度額		建 物 (年額掛金)
	口数	共済金額	
契約額(補償) 1口、10万円につき年掛金	口	万円	150 円
83m ² (25坪) 以上	150	1,500	22,500
66m ² (20坪) ～ 83m ² (25坪) 未満	120	1,200	18,000
66m ² (20坪) 未満	100	1,000	15,000

※ ご契約は10口(100万円)単位でお願いします。

契約限度額		動 産（年額掛金）				
		専用住宅		共同住宅	併用住宅	
口数	共済金額	耐火	木造	耐火	耐火	木造
口	万円	40 円	80 円	40 円	150 円	200 円
100	1,000	4,000	8,000	4,000	15,000	20,000

契約限度額		動 産（年額掛金）	
		口数	共済金額
口	万円	150 円	
50	500	7,500	

※ 動産1個または1組にお支払いする火災等共済金は100万円が限度となります。

摘 要	1	再取得価額は建物ごとの延べ面積に定める共済金額の契約限度額とします。
	2	併用住宅で以下の2つの条件を満たせば、専用住宅として扱うことが出来ます。 この場合は、商品・原材料・什器・業務用機械器具等は契約対象となりませんのでご注意ください。 ①業務用火気を使用しないこと ②店舗・作業場部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の50%未満であること
	3	貸家は建物のみ、借家は動産のみに契約ができます。
	4	貸家、貸共同住宅に所有者が住んでいる場合は、建物と動産どちらも契約出来ます。その際、建物は建物全体、動産は自己所有の動産のみが契約の対象となります。
	5	木造の共同住宅の建物内に店舗、事務所等がある場合、その建物および動産は契約することは出来ません。
	6	店舗のみ、倉庫のみ等の居住していない建物及び建物内に収容される動産は契約することが出来ません。

6. 記入例

新規契約・再契約

⑤省略せずに正確に記入

④6字以内で記入
(例)喫茶店、鉄工所など

②該当項目を○印で囲む

③新規は記入不要
再契約は同じ番号

⑦必ず記入
携帯番号でも可

①出資金1口(50円)

⑥・正確に記入
・契約者の認印

⑧申込人住所と
同じ時は「同上」と記入

⑨該当番号を○印で囲む

⑩該当番号を○印で囲む

⑪・建物の延べ面積を記入
・共同住宅の場合は居住部分の延べ面積を記入

⑬該当番号を○印で囲む
・1, 3, 5は木造
・2, 4, 6は耐火構造

⑭共済掛金を正確に記入

⑮申し込みを受け、共済掛金を領収した日を記入

⑯申込日の翌日の日付を記入

⑰「組合加入・共済契約申込書」及び「火災共済契約証(領収書)」の2枚に外務員のNoと署名・押印

組合加入・共済契約申込書(平成20年度) 新規(再契約) 再契約(口指)

No. ()

〒466-0015 業態 生花店

申込人 住 名古屋市昭和区御器所通2丁目16番地
御器所住宅101号室

氏名 共済花子 (認印) 電話 842-5335

共済物件 所在地 同上

構造	居住区分	面積等
1 木造	① 自家	5 階建 1 棟 1 戸
② 耐火構造	2 借家	延べ 99.8 m ²
	3 貸家	

共済契約	本年度契約		前年度契約		1口(10万円)の掛金額
	建物	動産	建物	動産	
	250	1,000			専用 1 80円
					② 40円
					3 150円
					4 40円
					5 200円
					6 150円

共済掛金 1 4 0 0 0 円

出資金 5 0 円

申込日 平成 20 年 5 月 12 日

契約期間 平成 20 年 5 月 13 日 正午から
平成 21 年 5 月 13 日 正午まで

取扱機関 昭和区連絡所 御器所 分所

及び係員 外務員 No. 01 山田二郎 (認印)

備考

特記事項

名古屋市民火災共済生活協同組合理事長様

局長 次長 課長 主幹 係長 係

記入上の注意事項

太枠で囲まれた白抜き部分に該当事項を記入するか、該当番号を○印で囲んで下さい。

- ① 新規契約の場合、組合員になっていただくため1口（50円）以上の出資金が必要です。複数契約する場合も1口（50円）の出資金があれば結構です。
なお、1人の方が2契約する場合、契約者の了解が得られれば契約ごとに出資していただいても結構です。
- ② 該当する項目を○印で囲んで下さい。
新 規：新たに契約する場合に使用
再契約：組合員で、契約を一時休止していたが、再び契約する場合に使用
継 続：継続契約で「共済契約申込書」を書き損じた場合に使用
口 振：継続契約の口座振替が不能となり、引き続き契約する場合に使用
- ③ 新規契約の場合は、記入不要です。再契約の場合は、これまでの組合員番号を記入します。
- ④ 店舗や作業場などとの併用住宅を契約する時に、6字以内で記入して下さい。併用住宅を専用住宅契約する場合も記入して下さい。
（例）薬局、喫茶店、鉄工所、生花店、雑貨商など
- ⑤ 郵便番号・住所・マンション又はアパートの名称・棟数・室番号などを正確に記入して下さい。勤務地で加入する場合は、勤務先の所在地と勤務所名を記入して下さい。
- ⑥ 申込人氏名を正確に記入して下さい。「組合加入・共済契約申込書（1枚目）」に認印を押して下さい。
- ⑦ 電話番号は必ず記入して下さい。携帯電話の番号でも結構です。

⑧ 申込人住所と同じ場合は「同上」と、貸家等で異なる場合はその物件の所在地を正確に記入して下さい。

⑨ 該当する「構造」の番号を○印で囲んで下さい。

耐火構造 次のいずれかに該当する場合です。

ア 建物の主要構造物のうち、柱、はり及び床がコンクリート造又は鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組及び外壁のすべてが不燃材で造られたもの

イ 外壁のすべてがコンクリート造（ALC造を含む）、コンクリートブロック造、レンガ造又は石造の建物であるもの。

（例）鉄筋コンクリート造の住宅、マンションなど

※不燃材とは、コンクリート、レンガ、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しっくいその他これらに類する不燃性の建築材のことをいいます。

木造 上記の耐火構造以外はすべて木造扱いとなります。

（例）木造の専用住宅、鉄骨造でも外壁のすべてがコンクリート造（ALC造）ではない住宅など

⑩ 該当する「居住区分」の番号を○印で囲んで下さい。

「自家」：持家や分譲住宅の場合で、建物と動産の両方に契約できます。

「借家」：借家や賃貸住宅の場合で、動産のみの契約となります。

「貸家」：貸家や貸共同住宅等の場合で、建物だけの契約となります。

⑪ 契約する建物の階数及び棟数を記入して下さい。面積は契約する建物の延べ面積を正確に記入して下さい。

「借家」契約の場合は、申込人の占有部分の延べ面積を記入して下さい。

「貸家」契約の場合は、建物全体の延べ面積を記入して下さい。

面積欄にはあらかじめ小数点が印刷されていますのでご注意下さい。

⑫ 本年度契約口数と金額を正確に記入して下さい。

⑬ 契約対象物件の該当番号を○印で囲んで下さい。

専用 住宅	専用木造	1	もっぱら居住の目的で使用する建物
	専用耐火	2	
共同 住宅	共同木造	3	1棟の建物内に複数の世帯がもっぱら居住を目的として区分毎に使用する建物
	共同耐火	4	
併用 住宅	併用木造	5	主として居住を目的とするほか、店舗（事務所、旅館、飲食店等を含む）又は作業場として使用する建物
	併用耐火	6	

⑭ 共済掛金及び出資金を正確に記入して下さい。訂正する場合は取扱者の訂正印を各帳票の訂正箇所に押して下さい。

⑮ 契約の申し込みを受け、共済掛金を領収した日を記入して下さい。

⑯ 申込年月日の翌日から1年間として下さい。

⑰ 「組合加入・共済契約申込書（1枚目）」及び「火災共済契約証（領収書）（4枚目）」の2枚に外務員のNoと署名・押印して下さい。

【お願い】

- 1 契約者には「火災共済契約について（3枚目）」及び「火災共済契約証（領収書）（4枚目）」の2枚をお渡し下さい。
- 2 書き損じた申込書類や使用しなかった申込書類（4枚1組）は必ず連絡所へ返納して下さい。

継続契約

①契約者の認印

③共済掛金を正確に記入

2179

No 昭和 (07) 9900999		業 態	
申 込 人	住 所	〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通2丁目16番地	
	氏 名	共済太郎	電話 842-5335
共 済 物 件	所在地	同上	
	構 造	居住区分	面 積 等
	① 木 造	① 自 家	2 階建 1 棟 1 戸
2 耐火構造	2 借 家	延べ 100 ㎡	
共 済 契 約	本 年 度 契 約	前 年 度 契 約	1 口(10万円)の掛金額
	建物 180 1,800	100 1000	専用 ① 80 円
	動産 70 700	50 500	2 40 円
	計 250 2,500	150 1500	共用 3 150 円
			4 40 円
			5 200 円
			6 150 円

共 済 掛 金	2 万 0 千 0 百 0 十 0 円
出 資 金	
申 込 年 月 日	平成 20 年 5 月 10 日
契約期間	平成 20 年 5 月 15 日 正午から 平成 21 年 5 月 15 日 正午まで
取扱機関	昭和 区連絡所 御器所 学区
及び係員	外務員 No. 01 山 田 二 郎 (山田)
備 考	
特記事項	

④申し込みを受け、共済掛金を領収した日を記入

⑤「共済契約申込書」及び「火災共済契約証（領収書）」の2枚に外務員のNoと署名・押印

②本年度契約口数と金額を正確に記入

現在の建物(延べ面積)では、建物 2,500 万円、動産 1,000 万円までご契約することができます。

07.07

名古屋市民火災共済生活協同組合理事長様

貴組合の定款及び共済事業規約を承認し、上記のとおり申込みます。

記入上の注意事項



太枠で囲まれた白抜き部分に該当事項を記入するか、該当番号を○印で囲んで下さい。

- ① 「火災共済申込書（1枚目）」に認印を押して下さい。
- ② 共済物件の構造、居住区分、面積等に変更がないか確認して下さい。
- ③ 本年度契約口数と金額を正確に記入して下さい。
- ④ 共済掛金を正確に記入して下さい。訂正する場合は取扱者の訂正印を各帳票の訂正個所に押して下さい。
- ⑤ 契約の申し込みを受け、共済掛金を領収した日を記入して下さい。
- ⑥ 「共済契約申込書（1枚目）」及び「火災共済契約証（領収書）（4枚目）」の2枚に外務員のNoと署名・押印して下さい。

〔お願い〕

- 1 申込書類の記載内容に間違いや変更などがありましたら、訂正個所を二重線で消して、余白又は備考欄に正しい内容を記入して下さい。
- 2 契約者が契約を中止する場合は、その理由を備考欄に記入して下さい。
- 3 契約者には「火災共済契約について（3枚目）」及び「火災共済契約証（領収書）（4枚目）」の2枚をお渡し下さい。
- 4 書き損じた申込書類や使用しなかった申込書類（4枚1組）は必ず連絡所へ返納して下さい。

第2章 質疑応答編

1. 組合加入



1 市民火災共済にはどのような人が加入できますか。

A. 愛知県内にお住まいか、お勤めの方であればどなたでも組合員となり、加入することができます。

2 出資金とはどういうものですか。

A. 組合員になっていただくため1口（50円）以上出資していただくものです。この出資金は組合を脱退する時にお返しします。

3 1人の組合員が複数契約をする場合、出資金はどのようにすればよいですか。

A. 1口（50円）の出資金があれば結構です。なお、契約者の了解が得られれば複数口出資していただいても結構です。

※複数口出資の例

- ・ 例1－1人の方が2契約する場合、契約ごとに出資する
- ・ 例2－1人の方が1契約する場合、2口出資する

4 2年前に契約を中止し今回再契約する場合、出資金は必要ですか。

A. 組合を脱退していなければ、出資金は残っていますので必要ありません。

5 利用分量割戻金とはどういうものですか。

A. 事業年度末に決算を行い剰余が生じた場合に、総代会の議決により、3月末日現在契約されている組合員の利用状況に応じて割り戻すものです。現在は組合事業の安定確保のため組合出資金に振替えさせていただいており、組合を脱退される時にお返しします。

2. 契約の手続き

1 契約はいつから有効になりますか。

- A. 新規契約及び再契約は、契約を申し込み共済掛金を支払った日の翌日正午から1年間となります。
継続契約は、更新する前の契約の共済期間が満了する時から1年間となります。

2 耐火構造と木造はどのようなものですか。

- A. 鉄筋コンクリート造の住宅やマンションなどが耐火構造です。
木造住宅、鉄骨造でも外壁のすべてがコンクリート造（ALC造）ではない住宅は木造扱いとなります。

3 専用住宅、共同住宅、併用住宅はそれぞれどのような建物のことをいうのですか。

- A. 専用住宅：もっぱら居住の目的で使用する建物
共同住宅：1棟の建物内に複数の世帯がもっぱら居住を目的として区分毎に使用する建物
併用住宅：主として居住を目的とするほか、店舗（事務所、旅館、飲食店等を含む）又は作業場として使用する建物

4 建物の延べ面積はどのように算出しますか。

- A. 建物の各階ごとの床面積を合計したものです。なお、物置、納屋、車庫などの付属建物の面積は含めません。

5 契約の対象となるものは何ですか。

- A. 共済契約関係者が所有し居住する建物又は所有し居住用に貸す建物。
共済契約関係者が所有し居住する建物内に収容されている動産。

6 建物に付属する車庫は契約対象となりますか。また建物に付属する門、塀、垣なども契約対象となりますか。

A. いずれも契約対象となります。

7 有価証券や美術品などは契約対象となりますか。

A. 契約対象となりません。以下のものは定めにより共済の目的になりません。

- ・通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
- ・貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品である書画、彫刻物その他の物
- ・稿本、設計書、図案、ひな型、模型、鋳型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ・自動車（原動機付自転車を含みます）、農業機械
- ・家畜、家禽、農林水産物、その他これらに準ずる物
- ・空家または建築中の建物に収容されている動産
- ・非合法又は防火上きわめて危険と認められる建物に収容されている動産

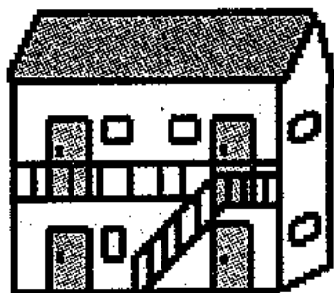
ただし、貴金属、宝石、宝玉及び貴重品並びに美術品である書画、彫刻物その他の物で1個もしくは1組の価格が30万円以下のものは除きます。

8 どのくらい契約すればよいですか。

A. 建物300口3,000万円、動産100口1,000万円までご契約いただけますが、面積や用途により限度がありますのでP.6～P.7の早見表で確認して下さい。

なお、他に契約がある場合は、契約額の合計が建物、動産の価値を超えないように注意して下さい。





(例) 100m²の建物について他に1,000万円の契約がある場合

早見表より、99m²～116m²の建物は2,500万円まで契約できますが、既に1,000万円契約していますので、残り1,500万円までの契約をお勧め下さい。

9 貸家が同一敷地内に複数ある場合、どのように契約すればよいですか。

A. 建物毎に契約いただき、どの契約がどの建物か分かるように棟番号や呼称等を明記して下さい。

10 所有する貸家又は貸共同住宅に所有者が入居している場合、どのように契約すればよいですか。

A. 建物は全体に、動産は所有者が入居している部分にご契約いただけます。

その際、申込書類の「居住区分」は「1：自家」と「3：貸家」の双方を○印で囲んで下さい。

11 入居者がいなくなって空家となった貸家や貸共同住宅は、契約を続けることができますか。

A. 契約は解除となります。

12 借家人が自己の費用で内装など増・改築した部分を契約することはできますか。

A. 契約出来ません。

13 併用住宅のうち、専用住宅契約できるのはどのような建物ですか。

A. 業務用火気を使用せず、店舗部分の面積が延べ面積の50%未満であれば契約出来ます。

14 業務用火気とは何ですか。

A. 業務の目的のために火を使用する設備及び器具をいい、一般家庭で通常使用されているガステーブル、ガス給湯器、ストーブ等は除きます。

(例) 飲食店の厨房設備等、作業場におけるボイラーや溶接溶断設備等

15 店舗併用住宅で条件を満たし専用住宅契約した場合、建物の店舗部分は契約対象になりますか。

A. なります。しかし動産で商品、原材料、什器、業務用機械器具及びこれらに属するものは対象となりません。対象とする場合は、併用住宅で契約して下さい。

16 店舗と住宅がそれぞれ別々にある場合、どのように契約しますか。

A. 居住している住宅は契約できますが、居住していない店舗は契約できません。

17 クリーニングの取次店をしています。お客様から預かった衣類等は契約対象となりますか。

A. 契約者の所有物が契約対象となりますので、お客様からの預かり品は対象となりません。

18 法人所有の建物は契約できますか。

A. この組合は「消費生活協同組合法」を設立の根拠としており、その対象は消費生活者（個人）に限定されていますので、法人所有の建物は契約できません。

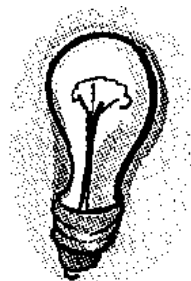
19 神社仏閣教会等に契約はできますか。

A. 宗教法人の物件は契約できません。

20 建築中の建物は契約できますか。

A. 契約できる建物は、完成して居住していることが条件となりますので契約できません。

- 21 木造共同住宅の一部に店舗が入っている場合、その建物に契約はできますか。
A. 共同住宅は、1棟の建物内に複数の世帯がもっぱら居住を目的として区分毎に使用する建物であり、その一部に用途の異なる店舗が入っている場合は、所有者、入居者共に契約できません。
- 22 耐火構造共同住宅の一部に店舗が入っている場合、その建物に契約はできますか。
A. 共同住宅の居住部分と店舗部分が防火区画されていれば、所有者は住居部分のみに貸家の契約が、入居者は借家契約として動産の契約が出来ます。
- 23 契約期間中に空家又は無人になる場合、どのようにすればよいですか。
A. 30日以上空家又は無人となる場合は組合に通知していただき、契約は解除となります。ただしその理由が一時的な転勤、出張又は入院等により空家又は無人になったが、再入居する場合は引き続き契約できます。
- 24 区域外（愛知県外）に転出した場合の手続きは、どのようにすればよいですか。
A. 契約の解約及び組合の脱退手続きをして下さい。
- 25 契約している建物が建替えのため借家に仮住まいをするのですが、どのようにすればよいですか。
A. 契約物件が無くなるため、契約の解約手続きをして下さい。
なお、改めて仮住まいには動産の契約が出来ます。



- 26 増改築等により変更がある場合の手続きは、どのようにすればよいですか。
A. 建物構造及び用途に変更がある場合や建物の面積が変更となり同時に口数を変更する場合は、現在の契約を一旦解約し、新しい内容で再契約します。
建物の面積が変更となるが口数を変更しない場合は、「契約事項変更届」にて変更します。

27 契約者に変更がある場合の手続きは、どのようにすればよいですか。

A. 「契約者変更届」により変更の手続きをします。

28 火災共済契約証（領収書）を紛失した場合の手続きは、どのようになりますか。

A. 「火災共済契約証（領収書）紛失・滅失届」を提出していただき、再発行の手続きをします。

29 他の保険と重複して契約してよいですか。

A. 他の保険（共済や住宅金融公庫の保険を含む）と重複しても構いません。ただし、財産の価値を超える契約はご注意ください。他の保険との契約額の合計が財産の価値を超える場合には、損害額に対して共済金を按分して支払うことになります。

30 共済契約に質権を設定することが出来ますか。

A. 質権を設定することが出来ます。債権者（銀行等の金融機関）を通して手続きをして下さい。

3. 共済金の支払い

1 火災等共済金は、どのような事故に対して支払われますか。

A. 火災、破裂・爆発、航空機の墜落、自動車の飛込み、水漏れ、落雷及び盗難の共済事故に対して支払われます。

2 隣家で発生した火災により被害を受けた場合、共済金は支払われますか。

A. 支払われます。

3 破裂・爆発による損害とはどのようなものですか。

A. 気体又は薬品等の急激な膨張による破裂、爆発による損害のことをいいます。従って、凍結によって水道管が破裂したことによる損害は含まれません。

4 航空機の墜落による損害とはどのようなものですか。

A. 航空機自体の墜落及びその部品等の落下物による損害のことをいいます。

5 自動車の飛込みによる損害とはどのようなものですか。

A. 車両又はその積載物の衝突、接触によって生じた損害です。ただし、共済契約関係者によって生じた損害を除きます。従って運行中タイヤで撥ねた石等の飛込みによって生じた損害は含まれません。

6 自動車の飛込みにより建物に付属する門や塀に損害を受けた場合、共済金は支払われますか。

A. ①加害者が不明の場合

支払われます。ただし後日加害者が判明して補償を受けると、支払った共済金のうち補償を受けた額に相当する共済金を返還していただきます。

②加害者が判明している場合

加害者から補償されると、補償を受けた額に相当する共済金は支払われませんが、臨時費用共済金及び残存物取片づけ費用共済金が支払われます。

7 水漏れによる損害とはどのようなものですか。

A. 以下のものを言います。ただし、台風・暴風雨・大雨等の自然現象に伴うものは除きます。

①同一の建物の他人の居室で生じた事故によって水が漏れ、それにより水濡れ損害を被った場合。

- (例) ・ 上階で洗濯機の排水ホースが固定部から突然外れ水漏れした
・ 上階で水槽の水を誤ってひっくり返してしまい水漏れした

②給排水設備に生じた事故によって水が漏れ、それにより水濡れ損害を被った場合

- (例) ・ 排水管に異物が詰まっている事を知らずに水を流したため、水が溢れ水漏れした
・ 水道管が凍結して破損し水漏れした

8 給排水設備の自然消耗により水漏れが起こった場合、共済金は支払われますか。

A. 給排水設備の腐食、さび、カビ、虫害、その他自然の消耗による損害は支払われません。

9 落雷により電気製品に損害を受けました。手続きはどうすればよいですか。

A. 落雷によって被災した事実の証明が必要です。「落雷修理費用証明書」に修理先の証明をうけ、その被害物の修理見積書及び写真を添付し手続きして下さい。

10 盗難による損害とはどのようなものですか。

A. 強盗又は窃盗に伴うき損及び汚損をいいます。従って盗まれた物の損害は含まれません。

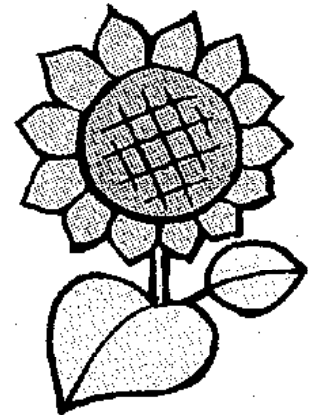
11 火災等共済金はどのように算定されますか。

A. ・ 共済金額が共済価額の70%以上の場合

損害の額 = 火災等共済金の額 (ただし共済金額が限度)

・ 上記以外の場合

$$\text{共済金額 (契約額)} \times \frac{\text{損害の額}}{\text{共済価額} \times 0.7 \text{ (限度額)}} = \text{火災等共済金の額 (ただし共済金額が限度)}$$



- 12 共済価額2,000万円の建物に500万円の契約をしており、火災により500万円の損害を受けた場合、火災等共済金はいくらになりますか。

$$A. 500 \text{ (万円)} \times \frac{500 \text{ (万円)}}{2,000 \text{ (万円)} \times 0.7} \div 178.5 \text{ (万円)}$$

- 13 1台600万円で購入した機械が全焼した場合、動産1,000万円の契約をしていれば600万円支払われますか。

A. 共済の目的が動産である場合は、動産1個又は1組の共済金の最高限度は100万円と定められていますので、100万円が火災等共済金として支払われます。

- 14 20年前に建てた50坪の建物に3,000万円契約があり、この家が全焼した場合、全額支払われますか。

A. 支払われます。

- 15 動産を契約している借家人が自己の費用で内装等を改装した部分に損害があった場合、共済金は支払われますか。

A. 支払われません。

- 16 分譲マンションに住んでいますが、隣家で発生した火災によりベランダ、外壁及び窓ガラスに損害があった場合、建物に契約していれば共済金は支払われますか。

A. 分譲マンションのベランダ、外壁、窓ガラス、廊下等は、通常区分所有法に基づき「管理規約」により共有部分となっており、管理組合として補償されるため、支払い対象となりません。

- 17 屋外に置いてあった家財に損害があった場合、共済金は支払われますか。

A. 対象となる家財(動産)は契約者が居住する建物内に収容されている物ですので支払われません。

18 費用共済金とは、どのようなものですか。

A. 臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金、失火見舞費用共済金、修理費用共済金、漏水見舞費用共済金の5種類があります。

19 臨時費用共済金はどのように支払われますか。

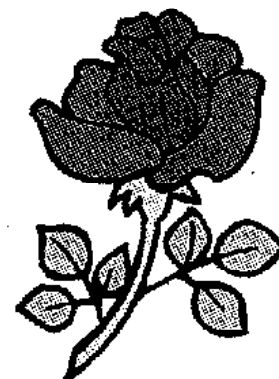
A. 共済事故に伴う生活上の臨時の支出に充てるために要する費用として支払うものです。

1 共済事故あたり火災等共済金の10%の金額で100万円を限度とします。

20 残存物取片づけ費用共済金はどのように支払われますか。

A. 損害を受けた共済目的の残存物の取片づけに要する費用として支払うものです。

1 共済事故あたり火災等共済金の6%の金額で100万円を限度とします。



21 失火見舞費用共済金はどのような時に支払われますか。

A. 共済の目的である建物又は動産を収容する建物内から発生した火災、破裂・爆発により第三者の所有する建物又は動産に損害を与え、見舞金等を共済契約関係者が自己の費用で支払ったときに支払います。

1 世帯あたり20万円を限度とし、1 共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額を限度とします。

22 修理費用共済金はどのような時に支払われますか。

A. 借家等に居住する人が火災、破裂・爆発、水漏れにより借りている建物に損害を与え、賃貸借契約に基づいて共済契約関係者が自己の費用で修理を行ったときに支払います。

1 共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額を限度とします。

23 漏水見舞費用共済金はどのような時に支払われますか。

A. 共済の目的である建物又は動産を収容する建物内から発生した不測かつ突発的な漏水等により第三者の所有する建物又は動産に水濡れ損害を与え、見舞金等を共済契約関係者が自己の費用で支払ったときに支払います。

1世帯あたり20万円を限度とし、1共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額を限度とします。

24 漏水見舞費用共済金で、負担した費用の確認はどのようにしますか。

A. 共済契約関係者が負担した費用の領収書等により確認します。

25 共済事故が発生した場合は、どのようにすればよいですか。

A. 速やかに、組合事務局もしくは連絡所まで連絡して下さい。

26 共済金を請求する場合の手続きは、どのようにすればよいですか。

A. 「共済金支払請求書」に住所、氏名、火災等の状況、損害見積等の必要事項を記入の上押印して提出して下さい。また関係官署が発行する罹災証明書など必要書類を添付して下さい。

27 共済金の請求期限はありますか。

A. 事故発生を知った日から2年です。共済事故がありましたら、遅滞なく組合事務局もしくは連絡所まで連絡して下さい。

4. 地震・風水害等見舞金

1 地震・風水害等の自然災害に遭った場合、共済金は支払われますか。

A. 共済金は支払われませんが、組合の収支の許す範囲で被害程度に応じて見舞金を支給します。

2 地震が原因で発生した火災に共済金は支払われますか。

A. 発生原因が直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火や津波によって生じた損害に対して共済金は支払われませんが、損害程度に応じて見舞金を支給します。



3 なぜ火災共済には地震共済が付帯されていないのですか。

A. 地震による被害は巨額な損害補償の恐れもあり、当組合だけの資力ではカバーすることができませんので取り扱っておりません。

5. 口座振替

1 契約に伺ってもなかなか掛金の徴収が出来ません。何かよい方法はありますか。

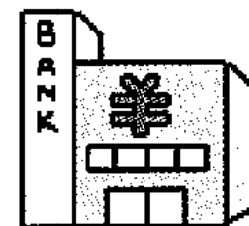
A. 口座振替という制度があります。

2 口座振替とは、どのようなものですか。

A. 共済掛金を契約者の預・貯金口座からの振替えにより払い込むものです。

3 □座振替の手続きは、どのようにすればよいですか。

A. 組合所定の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により手続きをします。その際、金融機関届出印及び口座の詳細が必要となります。



4 □座振替の振替日はいつですか。また、掛金の分納はできますか。

A. 振替日は契約満了日の属する月の6日で、共済掛金全額を振替えます。掛金の分納は出来ません。

5 資金不足等により振替不能の場合、どうなりますか。

A. 契約期間が満了となると契約は失効します。

6 振替口座が変わる場合は、どのようにすればよいですか。

A. 振替口座の変更は「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により変更手続きを行います。

7 □座振替を中止したい場合は、どのようにすればよいですか。

A. 契約満了日の30日前までにお申し出いただければ、中止の手続きを行います。

6. 掛金の振込

1 現金や口座振替以外の方法で契約することはできますか。

A. 継続契約の場合であれば、コンビニエンスストア又はゆうちょ銀行から掛金を振込で契約できます。お申出いただければ振込票を送付します。
入金確認後に「火災共済契約証（領収証）」を送付します。

第3章 語句説明編

1. 語句説明

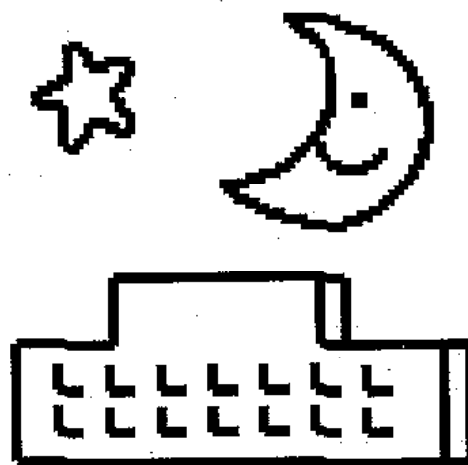
語句	説明
・ 組合員	当組合の共済事業を利用する資格を有する者
・ 出資金	組合員になるために出資するお金
・ 利用分量割戻金	年度末に決算を行い剰余が生じた場合に組合員に割り戻すお金
・ 新規契約	新たに作る契約
・ 再契約	契約を一時休止していた組合員が再びする契約
・ 継続契約	更新前の契約の終期と更新後の契約の始期が連続する契約
・ 共済契約者	当組合の組合員となり火災共済契約を締結する者
・ 被共済者	共済金を受け取る者
・ 共済契約関係者	共済契約者又はその者と生計を共にする親族
・ 共済の目的	共済契約により補償される建物及びその建物内に収容されている動産

語句	説明
・建物	土地に定着し、屋根、柱、壁及び基礎を有するもの
・動産	建物内に収容される家財、商品、原材料、什器、業務用機械器具等
・自家	共済契約関係者が所有し居住する建物（例）持家や分譲住宅
・借家	共済契約関係者が居住用に借りている建物（例）賃貸住宅など
・貸家	共済契約関係者が所有して居住用に貸す建物（例）貸アパート等
・専用住宅	もっぱら居住の目的で使用する建物
・共同住宅	1棟の建物内に複数の世帯がもっぱら居住を目的として区分毎に使用する建物
・併用住宅	主として居住を目的とするほか、店舗（事務所、旅館、飲食店等を含む）又は作業場として使用する建物
・長屋	1つの建物が2戸室以上に仕切られていて、それらの戸室のいずれもが1世帯の生活単位として完全な設備（便所、炊事場を含む）を持ち、玄関、階段、廊下を共同としない形式の建物
・延べ面積	各階毎の床面積の合計

語句	説明
・ 共済価額 ・ 再取得価額 ・ 再取得価額特約 ・ 共済金額 ・ 共済掛金 ・ 共済期間 ・ 共済事故 ・ 破裂・爆発 ・ 共済金 ・ 残存共済金額	共済の目的の価値（当組合では実施規則第5条により最高限度額で運用） 火災等により生じた損害に対して同程度の構造、質、用途、規模、型及び能力のものを再取得又は修理するために要する額 再取得価額を共済金として支払う特約であり、共済金額（契約額）が最高限度額の70%以上の場合に自動的に付帯される 共済契約の契約額 共済契約を締結するために共済契約者が支払うお金 共済契約の有効期間 火災、破裂・爆発、航空機の墜落、自動車の飛び込み、水漏れ、落雷及び盗難による損害とこれらの損害により生じた見舞金等の費用支出 気体又は薬品等の急激な膨張による破裂又は爆発 共済事故により支払われるもので、火災等共済金と費用共済金がある 共済金を支払った場合に、共済金額から支払った額を差し引いた残額で、共済事故以降の共済期間に係る共済金額

語句	説明
・ 火災等共済金	火災、破裂・爆発、航空機の墜落、自動車等の飛込み、水漏れ、落雷及び盗難による損害に対して支払う共済金
・ 費用共済金	臨時費用共済金、残存物取片づけ費用共済金、失火見舞費用共済金、修理費用共済金、漏水見舞費用共済金があり、各々の定めにより支払う共済金
・ 臨時費用共済金	火災等に伴う生活上の臨時の支出に充当する費用として、1 共済事故あたり100万円又は火災等共済金の額の10%のいずれか少ない額を限度に支払う共済金
・ 残存物取片づけ費用共済金	損害を受けた共済の目的の残存物の取片づけに要する費用として、1 共済事故あたり100万円又は火災等共済金の額の6%のいずれか少ない額を限度に支払う共済金
・ 失火見舞費用共済金	共済の目的である建物又は動産を収容する建物内から発生した火災、破裂、爆発により第三者の建物又は動産に損害を与え、見舞金等を自己の費用で支払ったとき、1 世帯あたり20万円を限度とし、1 共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額を限度に支払う共済金
・ 修理費用共済金	借家等に居住する共済契約関係者が火災、破裂、爆発、水漏れにより建物に損害を与え、賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理したとき、1 共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額を限度に支払う共済金

語句	説明
・漏水見舞費用共済金	共済の目的である建物又は動産を収容する建物内から発生した不測かつ突発的な漏水等により第三者の所有する建物又は動産に水濡れ損害を与え、見舞金等を自己の費用で支払ったとき、1世帯あたり20万円を限度とし、1共済事故あたり50万円又は共済金額の10%のいずれか少ない額を限度に支払う共済金
・口座振替	共済掛金を契約者の預・貯金口座から振替えて払い込むもの
・質権設定	被共済者が共済金の請求権を債権者（銀行等）のために組合の承認を得て質入れすることで、共済金を請求する権利は債権者へ移行する



作成 平成15年 4月
 改訂 平成16年10月
 改訂 平成20年 4月